

税関総署第237号令

中華人民共和国税関企業信用管理弁法

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2018年3月7日、税関総署は「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」(税関総署第237号令、以下「本弁法」)を公布しました。本弁法は信用管理措置、情報収集と公示、認定プロセスなどにおいて2014年12月1日に施行された「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」(税関総署令第225号、以下「暫定弁法」)に続く位置付けの弁法となります(暫定弁法は本弁法公布により廃止)。本弁法は2018年5月1日より実施されています。

1. 政策の背景

2014年に暫定弁法が施行されて以来、税関は企業信用状況に基づき企業を認証企業、一般信用企業、信用喪失企業に分類し、それぞれ異なる管理措置を適用してきました。AEO制度¹の概念も同時に導入されており、認証企業は中国税関が認証した経営者(AEO)であること、中国税関は其他国家、あるいは地区税関のAEO相互認証を行うこと、相互認証AEO企業に相応の利便化措置をとることを発表しました。

しかし、近年では税関管理と企業のニーズも変化しており、暫定弁法の一部が新しい情勢に則していないことから、本弁法の公布により税関管理の調整を行っています。

2. 政策の内容

本弁法のポイントは、下記6項目です。

1	信用等級が異なる企業に対する管理措置の差異を強調
2	信用遵守への合同インセンティブ制度および信用消失への合同懲罰制度に関する内容を追加
3	信用情報採集と公示の内容を拡大
4	企業信用状況の認定基準を調整
5	認定プロセスをさらに明確
6	モニタリングの管理方法を明確

ポイント① 信用等級が異なる企業に対する管理措置の差異を強調

本弁法において、最も注目すべき変化は信用等級ごとの管理措置の差異を強調した点です。高級認証企業に対しては更なる優遇措置を与え、信用喪失企業に対しては更に厳格な監督管理措置をとる旨を発表しています。具体的な内容は以下の通りです。

¹AEO(Authorized Economic Operator)制度・・・WCO(世界税関機構)の指針に基づき、貨物の国際流通に際し、セキュリティ管理と法令順守の基準を満たすと税関に認可された事業者に、税関手続の緩和・簡素化措置を提供する制度

【図表1】信用管理措置の主な変更点

企業信用等級	変更点(抜粋)
高級認証企業	優遇項目を従来の4項目から9項目に増加 ➤ 輸出入貨物平均検査率は一般信用企業平均検査率の20%を下回る ➤ 担保免除申請が可能 ➤ 査察、検察頻度の減少 ➤ 特定の通関が困難な場合に優先して通関を回復 ➤ 国家関連部門の実施する信用遵守への合同インセンティブ措置を適用
一般認証企業	担保額に関する優遇措置を追加、その他については従来管理を維持 ➤ 輸出入貨物平均検査率は一般信用企業平均検査率の50%を下回る ➤ 税関が受取る担保金額は税額の総額あるいは税関総署が規定する金額を下回ることも可能
信用喪失企業	管理措置を従来の4項目から8項目に増加 ➤ 輸出入貨物平均検査率は80%以上 ➤ 一括徴税制度を適用しない ➤ 特殊な状況を除き、サンプル・写真を残して通過するという措置を適用しない ➤ 加工貿易業務を経営する場合、全額担保提供が必要 ➤ 査察、検察頻度を高める ➤ 国家関連部門の実施する信用喪失への合同懲罰措置を適用

ポイント② 信用遵守への合同インセンティブ制度および信用消失への合同懲罰制度に関する内容を追加
 税関は国家関連部門と協力して信用遵守への合同インセンティブ制度および信用消失への合同懲罰制度を実施します。企業の税関等級は工商、税務、外貨管理、商務などの部門における信用等級に影響を与えるとともに、各部門より相応の奨励・懲罰措置が適用されます。一方、他部門における信用等級も税関信用等級の認定と適用される管理措置に相応の影響を与えるとしています。

ポイント③ 信用情報収集と公示の内容を拡大

企業信用情報収集は信用管理の主要な日常モニタリングの手段であり、内容の整備が進んでいます。

【図表2】信用情報収集・公示の主な変更点

項目	変更点(抜粋)
信用情報収集の範囲拡大	➤ 企業関連人員の基本情報、企業及びその関連人員の行政処罰と刑事処罰情報、税関と国家関連部門による合同インセンティブ／合同懲罰制度の実施情報を収集範囲として追加
「企業信用情報年度報告」の提出要求	➤ 企業は毎年1月1日～6月30日に企業信用情報管理システムを通じて税関へ「企業信用情報年度報告」を提出しなければならない ➤ 当年度に登録登記、備案した企業は、次年度より提出しなければならない

信用情報異常企業 リスト制度を導入	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 税関に「企業信用情報年度報告」を提出していない、経営場所に不在、連絡が取れない企業は信用情報異常企業リストに掲載される ➤ 信用情報異常企業リストに掲載された期間中は信用等級の格上げは不可 ➤ 上記の事情が発生し、信用情報異常企業リストに掲載されて90日を超えた企業は信用喪失企業に認定される
信用情報公示の 範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 税関と国家関連部門による合同インセンティブ／合同懲罰制度の実施情報、税関信用情報異常企業リストを公示範囲に追加

ポイント④ 企業信用状況の認定基準を調整

本弁法においては信用喪失企業を中心に認定基準に調整を加えています。

【図表3】企業信用状況認定基準の主な変更点

企業信用等級	変更点(抜粋)
認証企業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「税関認証企業標準」を参照
信用喪失企業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 税関に信用情報異常企業リストに掲載されて90日を超えた場合を追加 ➤ 刑事犯罪のため国家信用消失合同懲罰リストに掲載された場合を追加 ➤ 通関誤差率及び税関より通関業務に従事することを一時停止させる状況を排除 ➤ 規則違反行為の回数と年度行政処罰の累計金額が同時に一定の基準を達した場合こそ信用喪失企業と認定する
一般信用企業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 信用喪失企業から一般信用企業に戻る前提条件を厳格化(信用喪失行為がない期間を従来の一年間から二年間に延長)

ポイント⑤ 認定プロセスの明確化

企業が認証企業になることを申請する場合、税関に「認証企業管理を適用する申請書」を提出しなければなりません。税関は認証に合格した企業には「認証企業証書」、不合格の企業に対しては「認証企業管理を適用しないことの決定書」を発行します。

本弁法では暫定弁法で規定された認証終了に対する規定を維持しています。認証申請期間中、企業に密輸の嫌疑がかかり税関から捜査立件、あるいは調査されている場合、企業が税関監督管理規定違反の嫌疑で立件調査される場合、税関は認証を終了できると規定していました。本弁法においては認証を終了できる状況を1つ追加し、企業が税関の査察・検査を受けている場合、税関は認証を停止でき、停止期間が3ヶ月を超えた場合、税関は認証を終了できると規定しました。

ポイント⑥ モニタリング管理方法の明確化

税関は高級認証企業に対しては3年に一度、一般認証企業に対しては不定期に認証を更新するとしています。認証更新期間中に、企業が認証企業管理を放棄する場合、認証を受けることはできません。

【図表4】モニタリングの具体的な内容

企業信用等級	内容
高級認証企業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般認証企業に調整された後、1年間は高級認証企業となる申請は不可
認証企業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般信用企業に調整された後、1年間は認証企業となる申請は不可 ➤ 信用喪失企業に調整された後、2年間は一般信用企業となれない
信用喪失企業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 過去二年間、信用喪失の状況が発生していない場合、一般信用企業に昇格 ➤ 一般信用企業に調整後、満1年経過すれば、認証企業となる申請が可能

3. 企業への影響

本弁法の公布により、税関信用管理制度の整備がさらに進み、信用等級に応じた管理措置の差が拡大しています。信用の高い企業はより優遇され、信用喪失企業へはより管理を厳しくしていることから、企業運営への影響度も大きくなっています。また、その他政府部門による合同奨励・懲罰制度の整備も進んでいることから、信用等級の重要性が高まっていると言えます。企業は、日常の通関業務のチェックを強化し、信用喪失行為を防止することで自身の信用等級を高めていく必要があります。また、既存の認証企業・今後申請を予定する企業にとっては、修正が予定されている「税関認証企業標準」の修正内容も注視していく必要があります。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>关于公布《中华人民共和国海关企业信用管理办法》的令 海关总署第237号令</p> <p>《中华人民共和国海关企业信用管理办法》已于2018年1月29日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自2018年5月1日起施行。</p> <p style="text-align: right;">署长 于广洲 2018年3月3日</p> <p>中华人民共和国海关企业信用管理办法</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为推进社会信用体系建设，建立企业进出口信用管理制度，促进贸易安全与便利，根据《中华人民共和国海关法》《中华人民共和国海关稽查条例》《企业信息公示暂行条例》以及其他有关法律、行政法规的规定，制定本办法。</p> <p>第二条 海关注册登记和备案企业以及企业相关人员信用信息的采集、公示，企业信用状况的认定、管理等适用本办法。</p> <p>第三条 海关根据企业信用状况将企业认定为认证企业、一般信用企业和失信企业。认证企业分为高级认证企业和一般认证企业。 海关按照诚信守法便利、失信违法惩戒原则，对上述企业分别适用相应的管理措施。</p> <p>第四条 海关根据社会信用体系建设有关要求，与国家有关部门实施守信联合激励和失信联合惩戒，推进信息互换、监管互认、执法互助（以下简称“三互”）。</p> <p>第五条 认证企业是中国海关经认证的经营者（AEO）。中国海关依据有关国际条约、协定以及本办法，开展与其他国家或者地区海关的AEO互认合作，并且给予互认企业相关便利措施。</p>	<p>「中華人民共和國税関企業信用管理弁法」の公布に関する令 税関総署第237号令</p> <p>『中華人民共和國税関企業信用管理弁法』は既に2018年1月29日に税関総署署務會議の審議を通過した、ここに公布し、2018年5月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">署長 于広洲 2018年3月3日</p> <p>中華人民共和國税関企業信用管理弁法</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 社会信用体系の建設を推進し、企業輸出入信用管理制度を確立し、貿易安全と利便性を促進するために、『中華人民共和國税関法』、『中華人民共和國税関査察条例』、『企業情報公示暫定条例』及びその他関連法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 税関登録登記・備案企業及び企業関連人員の信用情報採集、公示、企業信用状況の認定、管理等に本弁法を適用する。</p> <p>第三条 税関は企業信用状況に基づき企業を認証企業、一般信用企業と信用喪失企業に認定する。認証企業は高級認証企業と一般認証企業に分かれる。 税関は誠実・法律遵守・利便性、信用喪失・懲罰・懲戒の原則に基づいて、上記の企業に対し相応の管理措置を分けて適用する。</p> <p>第四条 税関は社会信用体系構築に関する要求に基づき、国家関連部門と協力して信用遵守への合同インセンティブ制度および信用消失への合同懲罰制度を実施し、情報の相互交換、監督管理の相互認証、法執行の相互援助を推進する(以下、「三相互」)。</p> <p>第五条 認証企業とは中国税関が認証した経営者(AEO)であり、中国税関は関連国際条約、協定及び本弁法に従って其他国家あるいは地区税関のAEO相互認証を展開し、あわせて相互認証AEO企業に相応</p>

<p>中国海关根据国际合作的需要，推进“三互”的海关合作。</p> <p>第二章 信用信息采集和公示</p> <p>第六条 海关可以采集能够反映企业信用状况的下列信息：</p> <p>（一）企业注册登记或者备案信息以及企业相关人员基本信息；</p> <p>（二）企业进出口以及与进出口相关的经营信息；</p> <p>（三）企业行政许可信息；</p> <p>（四）企业及其相关人员行政处罚和刑事处罚信息；</p> <p>（五）海关与国家有关部门实施联合激励和联合惩戒信息；</p> <p>（六）AEO互认信息；</p> <p>（七）其他能够反映企业信用状况的相关信息。</p> <p>第七条 海关建立企业信用信息管理系统，对有关企业实施信用管理。企业应当于每年1月1日至6月30日通过企业信用信息管理系统向海关提交《企业信用信息年度报告》。</p> <p>当年注册登记或者备案的企业，自下一年度起向海关提交《企业信用信息年度报告》。</p> <p>第八条 企业有下列情形之一的，海关将其列入信用信息异常企业名录：</p> <p>（一）未按照规定向海关提交《企业信用信息年度报告》的；</p> <p>（二）经过实地查看，在海关登记的住所或者经营场所无法查找，并且无法通过在海关登记的联系方式与企业取得联系的。</p> <p>列入信用信息异常企业名录期间，企业信用等级不得向上调整。</p> <p>本条第一款规定的情形消除后，海关应当将有关企业移出信用信息异常企业名录。</p> <p>第九条 海关应当在保护国家秘密、商业秘密和个人隐私的前提下，公示下列信用信息：</p>	<p>の利便性措置を与える。</p> <p>中国税関は国際合作の需要に基づき、「三相互」の税関合作を推進する。</p> <p>第二章 信用情報採集と公示</p> <p>第六条 税関は企業信用状況を反映できる以下の情報を採集できる</p> <p>（一）企業登録登記・備案情報及び企業関連人員の基本情報</p> <p>（二）企業の輸出入及び輸出入に関連する経営情報；</p> <p>（三）企業行政許可情報</p> <p>（四）企業及びその関連人員の行政処罰と刑事処罰情報</p> <p>（五）税関と国家関連部門が信用遵守への合同インセンティブ制度および信用消失への合同懲罰制度の実施情報</p> <p>（六）AEO 相互認証情報</p> <p>（七）企業信用状況を反映できるその他関連情報</p> <p>第七条 税関は企業信用情報管理システムを構築し、関連企業に対し信用管理を実施する。企業は毎年1月1日より6月30日までに企業信用情報管理システムを通じて税関へ「企業信用情報年度報告」を提出しなければならない。</p> <p>当年度に登録登記或いは備案した企業は、次の年度から税関へ「企業信用情報年度報告」を提出しなければならない。</p> <p>第八条 企業が以下状況の一つでも該当する場合、税関は信用情報異常企業リストに掲載する：</p> <p>（一）規定に従い税関へ「企業信用情報年度報告」を提出していない場合</p> <p>（二）实地検査を経て、税関で登記した住所或いは経営場所に不在且つ税関で登記した連絡先にて連絡を取れない場合</p> <p>信用情報異常企業リストに掲載された期間中に企業信用等级格上げはできない</p> <p>本条第一項規定の状況を解消後、税関が企業を信用情報異常企業リストから外すべき</p> <p>第九条 税関は国家秘密、商業秘密と個人プライバシーを保護するという前提の下で、以下の信用情報を</p>
---	--

<p>(一) 企业在海关注册登记或者备案信息； (二) 海关对企业信用状况的认定结果； (三) 海关对企业的行政许可信息； (四) 海关对企业的行政处罚信息； (五) 海关与国家有关部门实施联合激励和联合惩戒信息；</p> <p>(六) 海关信用信息异常企业名录； (七) 其他依法应当公示的信息。</p> <p>海关对企业行政处罚信息的公示期限为5年。 海关应当公布上述信用信息的查询方式。</p> <p>第十条 自然人、法人或者非法人组织认为海关公示的信用信息不准确的，可以向海关提出异议，并且提供相关资料或者证明材料。</p> <p>海关应当自收到异议申请之日起20日内进行复核。自然人、法人或者非法人组织提出异议的理由成立的，海关应当采纳。</p> <p>第三章 企业信用状况的认定标准和程序</p> <p>第十一条 认证企业应当符合海关总署制定的《海关认证企业标准》。 《海关认证企业标准》分为高级认证企业标准和一般认证企业标准。</p> <p>第十二条 企业有下列情形之一的，海关认定为失信企业： (一) 有走私犯罪或者走私行为的； (二) 非报关企业1年内违反海关监管规定行为次数超过上年度报关单、进出境备案清单、进出境运输工具舱单等相关单证总票数千分之一且被海关行政处罚金额累计超过100万元的；</p> <p>报关企业1年内违反海关监管规定行为次数超过上年度报关单、进出境备案清单、进出境运输工具舱单等相关单证总票数万分之五且被海关行政处罚金额累计超过30万元的；</p>	<p>公示しなければならない</p> <p>(一) 企業の税関登録登記或いは備案情報 (二) 税関が企業信用状況に対する認定結果 (三) 税関が企業に対する行政許可情報 (四) 税関が企業に対する行政処罰情報 (五) 税関と国家関連部門が信用遵守への合同インセンティブ制度および信用消失への合同懲罰制度の実施情報 (六) 税関信用情報異常企業リスト (七) その他法に則って公示しなければならない情報</p> <p>税関の企業行政処罰情報に対する公示期限を5年とする。 税関は上記信用情報の照会方式を公布しなければならない。</p> <p>第十条 自然人、法人あるいは非法人組織が税関が公示した信用情報が不正確だと認識する場合、税関へ異議を提出し、あわせて提供関連資料あるいは証明資料を提出することができる。 税関は異議申請を受取った日から20日以内に再調査しなければならない。自然人、法人あるいは非法人組織が異議を提出する理由が成立する場合、税関は受け入れなければならない。</p> <p>第三章 企業信用状況の認定基準とフロー</p> <p>第十一条 認証企業は税関総署の制定した『税関認証企業基準』に合致しなければならない。 『税関認証企業基準』は高級認証企業基準と一般認証企業基準に分かれる。</p> <p>第十二条 企業が以下状況の一つでも該当する場合、税関は信用喪失企業と認定する： (一) 密輸罪あるいは密輸行為がある場合 (二) 非通関企業の1年以内の税関監督管理規定違反行為回数が、前年度の通関単、輸出入備案リスト、輸出入運送道具積荷証明書等の関連証票総数の1000分の1を超過し、かつ税関から受けた行政処罰累計金額が100万元を超過する場合 通関企業の1年以内の税関監督管理規定違反行為の回数が前年度の通関単、輸出入備案リスト、輸出入運送道具積荷証明書等の総証票数の10,000分の5を超過する場合、かつ税関から受けた行政処罰の累計金額が30万元を超過する場合</p>
--	--

<p>(三) 拖欠应缴税款或者拖欠应缴罚没款项的；</p> <p>(四) 有本办法第八条第一款第(二)项情形，被海关列入信用信息异常企业名录超过90日的；</p> <p>(五) 假借海关或者其他企业名义获取不当利益的；</p> <p>(六) 向海关隐瞒真实情况或者提供虚假信息，影响企业信用管理的；</p> <p>(七) 抗拒、阻碍海关工作人员依法执行职务，情节严重的；</p> <p>(八) 因刑事犯罪被列入国家失信联合惩戒名单的；</p> <p>(九) 海关总署规定的其他情形。</p> <p>当年注册登记或者备案的非报关企业、报关企业，1年内因违反海关监管规定被海关行政处罚金额分别累计超过100万元、30万元的，海关认定为失信企业。</p> <p>第十三条 企业有下列情形之一的，海关认定为一般信用企业：</p> <p>(一) 在海关首次注册登记或者备案的企业；</p> <p>(二) 认证企业不再符合《海关认证企业标准》，并且未发生本办法第十二条规定情形的；</p> <p>(三) 自被海关认定为失信企业之日起连续2年未发生本办法第十二条规定情形的。</p> <p>第十四条 企业申请成为认证企业，应当向海关提交《适用认证企业管理申请书》。海关按照《海关认证企业标准》对企业实施认证。</p> <p>第十五条 海关应当自收到《适用认证企业管理申请书》之日起90日内对企业信用状况是否符合《海关认证企业标准》作出决定。特殊情形下，海关认证时限可以延长30日。</p> <p>第十六条 通过认证的企业，海关制发《认证企业证书》；未通过认证的企业，海关制发《不予适用认证企业管理决定书》。《认证企业证书》《不予适用认证企业管理决定书》应当送达申请人，并且自送达之日起生效。</p>	<p>(三) 未払税額を滞納した或いは未払い罰金・没収額を滞納した場合</p> <p>(四) 本弁法第八条第一款第(二)条の状況に該当し、税関に信用情報異常企業リストに掲載されてから90日超の場合</p> <p>(五) 税関あるいはその他企業名義を借用して不当利益を得た場合</p> <p>(六) 税関に真実の状況を隠蔽する或いは虚偽の情報を提供し、企業信用管理に影響する場合</p> <p>(七) 税関担当者の任務執行を抵抗、阻害し、状況が深刻な場合</p> <p>(八) 刑事犯罪のため国家信用消失合同懲罰リストに掲載された場合</p> <p>(九) 税関総署に規定されたその他の状況</p> <p>当年度に登録登記或いは備案の非通関企業、通関企業は税関監督管理規定を違反し、1年以内に税関から受けた行政処罰累計金額がそれぞれ100万元、30万元を超過する場合、税関が信用喪失企業と認定する。</p> <p>第十三条 企業が以下状況の一つでも該当する場合、税関は一般信用企業と認定する</p> <p>(一) 税関にて初回登録登記或いは備案する企業</p> <p>(二) 認証企業が『税関認証企業基準』に合致しなくなりかつ本弁法第十二条の状況が発生していない場合</p> <p>(三) 税関に信用喪失企業と認定された日から2年間連続本弁法第十二条の状況が発生していない場合</p> <p>第十四条 企業が認証企業になると申請する場合、税関に「認証企業管理に適用する申請書」を提出しなければならない。税関は『税関認証企業基準』に基づいて企業に認証を実施する。</p> <p>第十五条 税関は「認証企業管理に適用する申請書」を受け取った日から90日以内に企業信用状況が『税関認証企業基準』に合致するかどうかについて決定を出さなければならない。特殊な状況下においては、税関の認証時限を30日延長することができる。</p> <p>第十六条 認証に合格した企業は税関より「認証企業証書」が発行され、認証に合格しない企業は税関より「認証企業管理に適用しない決定書」が発行される。「認証企業証書」と「認証企業管理に適用しない決定書」が申請人まで届くべきであり、かつ届いた日より発効する。</p>
--	---

<p>企业主动撤回认证申请的，视为未通过认证。</p> <p>未通过认证的企业1年内不得再次向海关提出认证申请。</p> <p>第十七条 申请认证期间，企业涉嫌走私被立案侦查或者调查的，海关应当终止认证。企业涉嫌违反海关监管规定被立案调查的，海关可以终止认证。</p> <p>申请认证期间，企业被海关稽查、核查的，海关可以中止认证。中止时间超过3个月的，海关终止认证。</p> <p>第十八条 海关对高级认证企业每3年重新认证一次，对一般认证企业不定期重新认证。</p> <p>重新认证前，海关应当通知企业，并且参照企业认证程序进行重新认证。对未通过重新认证的，海关制发《企业信用等级认定决定书》，调整企业信用等级。《企业信用等级认定决定书》应当送达企业，并且自送达之日起生效。</p> <p>重新认证期间，企业申请放弃认证企业管理的，视为未通过认证。</p> <p>第十九条 认证企业被海关调整为一般信用企业管理的，1年内不得申请成为认证企业。认证企业被海关调整为失信企业管理的，2年内不得成为一般信用企业。</p> <p>高级认证企业被海关调整为一般认证企业管理的，1年内不得申请成为高级认证企业。</p> <p>第二十条 自被海关认定为失信企业之日起连续2年未发生本办法第十二条规定情形的，海关应当将失信企业调整为一般信用企业。</p> <p>失信企业被调整为一般信用企业满1年，可以向海关申请成为认证企业。</p> <p>第二十一条 企业有分立合并情形的，海关对企业信用状况的认定结果按照以下原则作出调整：</p> <p>(一) 企业发生存续分立，分立后的存续企</p>	<p>企業が自主的に認証申請を取り下げる場合、認証に合格しないと見做される。</p> <p>認証に合格しない企業は一年以内に再び税関へ認証申請を提出できない。</p> <p>第十七条 認証を申請する期間中、企業が密輸の嫌疑がかかり税関から捜査立件あるいは調査されている場合、税関は認証を終了しなければならない。企業が税関監督管理規定違反の嫌疑で立件調査される場合、税関は認証を終了できる。</p> <p>認証を申請する期間中、企業が税関に査察・検査される場合、税関は認証を終了できる。終了期間が三ヶ月を超えた場合、税関は認証を終了する。</p> <p>第十八条 税関は高級認証企業に対して3年に一度認証を更新し、一般認証企業に対しては不定期に認証を更新しなければならない。</p> <p>認証を更新する前に、税関が企業に通知し、企業認証プロセスに参照して認証更新を行う。税関が認証更新に合格しない企業に対し「企業信用等级認定決定書」を発行し、企業信用等级を調整する。「企業信用等级認定決定書」が企業まで届くべきであり、かつ届いた日より発効する。</p> <p>認証更新期間中に、企業が認証企業管理を放棄する場合、認証に合格しないと見做される。</p> <p>第十九条 認証企業が税関に一般信用企業と調整された場合、1年以内に認証企業となる申請を行ってはならない、認証企業が税関に信用喪失企業と調整された場合、2年以内に一般信用企業にはなれない。</p> <p>高級認証企業が税関に一般認証企業と調整された場合、1年以内に高級認証企業となる申請を行ってはならない</p> <p>第二十条 税関に信用喪失企業と認定された日から二年間連続で本弁法第十二条規定の状況が発生していない場合、税関が信用喪失企業より一般信用企業へ調整しなければならない。</p> <p>信用喪失企業が一般信用企業に調整されて満1年の場合、税関へ認証企業になる申請をすることができる。</p> <p>第二十一条 企業には分立合弁が発生する場合、税関が企業信用状況に対する認定結果は以下原則に基づいて調整を行う</p> <p>(一) 企業に存続分割が発生し、分割後の存続企業が</p>
---	---

业承继分立前企业的主要权利义务的,适用海关对分立前企业的信用状况认定结果,其余的分立企业视为首次注册登记或者备案企业;

(二) 企业发生解散分立,分立企业视为首次注册登记或者备案企业;

(三) 企业发生吸收合并,合并企业适用海关对合并后存续企业的信用状况认定结果;

(四) 企业发生新设合并,合并企业视为首次注册登记或者备案企业。

第二十二條 海关或者企业可以委托社会中介机构就企业认证相关问题出具专业结论。

第四章 管理措施

第二十三條 一般认证企业适用下列管理措施:

(一) 进出口货物平均查验率在一般信用企业平均查验率的50%以下;

(二) 优先办理进出口货物通关手续;

(三) 海关收取的担保金额可以低于其可能承担的税款总额或者海关总署规定的金额;

(四) 海关总署规定的其他管理措施。

第二十四條 高级认证企业除适用一般认证企业管理措施外,还适用下列管理措施:

(一) 进出口货物平均查验率在一般信用企业平均查验率的20%以下;

(二) 可以向海关申请免除担保;

(三) 减少对企业稽查、核查频次;

(四) 可以在出口货物运抵海关监管区之前向海关申报;

(五) 海关为企业设立协调员;

(六) AEO互认国家或者地区海关通关便利措施;

(七) 国家有关部门实施的守信联合激励措施;

(八) 因不可抗力中断国际贸易恢复后优先通关;

(九) 海关总署规定的其他管理措施。

第二十五條 失信企业适用下列管理措施:

分割前企業の主要な権利義務を継承する場合、税関は分割前企業の信用状況認定結果を適用し、その他の分割企業は初回登録登記或いは備案する企業と看做す

(二) 企業に解散分割が発生した場合、分割企業は初回登録登記或いは備案する企業と看做す

(三) 企業に吸収合併が発生した場合、合併企業は税関が合併後存続企業に対する信用状況認定結果を適用する

(四) 企業に新設合併が発生した場合、合併企業は初回登録登記或いは備案する企業と看做す

第二十二條 税関或いは企業は社会仲介機構へ委託して企業認証に関する問題に対し専門的な結論を出してもらうことができる。

第四章 管理措置

第二十三條 一般認証企業には以下の管理措置を適用する:

(一) 輸出入貨物平均検査率は一般信用企業平均検査率の50%を下回る

(二) 輸出入貨物通関連手続の優先処理

(三) 税関に受け取られる担保金額は税額総額或いは税関総署に規定された金額を下回ることが可能

(四) 税関総署が規定するその他管理措置

第二十四條 高級認証企業は一般認証企業管理措置の適用の他に、さらに以下の管理措置を適用する:

(一) 輸出入貨物平均検査率は一般信用企業平均検査率の20%を下回る

(二) 税関に担保の免除が申請できる

(三) 査察、検査の頻度を減少させる

(四) 輸出貨物が税関監督管理区に到着する前に税関申告を行うことが可能

(五) 税関は企業のために調整員を設置する

(六) AEO 相互認証国家或いは地区税関の通関利便性措置

(七) 国家関連部門の実施する信用遵守への合同インセンティブ措置

(八) 不可抗力のため中断された国際貿易が回復後の優先通関

(九) 税関総署が規定するその他管理措置

第二十五條 信用喪失企業は税関の以下管理措置を適用する:

- (一) 进出口货物平均查验率在80%以上；
- (二) 不予免除查验没有问题企业的吊装、移位、仓储等费用；
- (三) 不适用汇总征税制度；
- (四) 除特殊情形外，不适用存样留像放行措施；
- (五) 经营加工贸易业务的，全额提供担保；
- (六) 提高对企业稽查、核查频次；
- (七) 国家有关部门实施的失信联合惩戒措施；
- (八) 海关总署规定的其他管理措施。

第二十六条 高级认证企业适用的管理措施优于一般认证企业。

因企业信用状况认定结果不一致导致适用的管理措施相抵触的，海关按照就低原则实施管理。

第二十七条 认证企业涉嫌走私被立案侦查或者调查的，海关应当暂停适用相应管理措施。认证企业涉嫌违反海关监管规定被立案调查的，海关可以暂停适用相应管理措施。海关暂停适用相应管理措施的，按照一般信用企业实施管理。

第二十八条 企业有本办法规定的向下调整信用等级情形的，海关停止适用相应管理措施，按照调整后的信用等级实施管理。

第五章 附则

第二十九条 作为企业信用状况认定依据的走私犯罪，以司法机关相关法律文书生效时间为准进行认定。

作为企业信用状况认定依据的走私行为、违反海关监管规定行为，以海关行政处罚决定书作出时间为准进行认定。

企业主动披露且被海关处以警告或者5万元以下罚款的行为，不作为海关认定企业信用状况的记录。

第三十条 本办法下列用语的含义是：

“企业相关人员”，指企业法定代表人、主

- (一) 輸出入貨物平均検査率は 80%以上
- (二) 問題のない企業の吊上げ、移動、倉庫費用に対する検査を免除しない
- (三) 一括徴税制度に適用しない
- (四) 特殊な状況を除き、サンプル・写真を残して通過するという措置に適用しない
- (五) 加工貿易業務を経営する場合全額担保を提供；
- (六) 査察、検査の頻度を高める
- (七) 国家関連部門の実施する信用喪失への合同懲罰措置
- (八) 税関総署が規定するその他管理措置

第二十六条 高級認証企業に適用する管理措置は一般認証企業より優遇される。

企業信用状況認定結果の不一致で適用する管理措置が抵触する場合、税関は低い方に合わせる原則に基づいて管理を実施する。

第二十七条 認証企業に密輸の嫌疑がかり捜査立件あるいは調査されている場合、税関は相応の管理措置を一時停止しなければならない。認証企業が税関監督管理規定違反の嫌疑で立件調査される場合、税関は相応の管理措置を一時停止することができる。税関が相応の管理措置を一時停止する場合、一般信用企業に基づいて管理を行う。

第二十八条 企業は本弁法に規定された信用等级格下げの状況に該当する場合、税関は相応の管理措置を停止し、調整された後の信用等级に基づいて管理を行う。

第五章 附則

第二十九条 企業信用状況認定の根拠とした密輸犯罪は、司法機関法律文書の発効日を基準として認定を行う。

企業信用状況認定の根拠とした密輸行為、税関監督管理規定に違反する行為は、税関行政处罚决定书が発行された日を基準として認定を行う。

企業が自主披露かつ税関に警告され或いは5万元以下の罰金を課された行為は税関が企業信用状況を認定する記録としない。

第三十条 本弁法の以下用語の意味：

“企業関連人員”とは、企業法定代表者、主要責任者、

<p>要负责人、财务负责人、关务负责人等管理人员。</p> <p>“处罚金额”，指因发生违反海关监管规定的行为，被海关处以罚款、没收违法所得或者没收货物、物品价值的金额之和。</p> <p>“拖欠应纳税款”，指自缴纳税款期限届满之日起超过3个月仍未缴纳进出口货物、物品应当缴纳的进出口关税、进口环节海关代征税之和，包括经海关认定违反海关监管规定，除给予处罚外，尚需缴纳的税款。</p> <p>“拖欠应缴罚没款项”，指自海关行政处罚决定书规定的期限届满之日起超过6个月仍未缴纳海关罚款、没收的违法所得和追缴走私货物、物品等值价款。</p> <p>“日”，指自然日。</p> <p>“1年”，指连续的12个月。</p> <p>“年度”，指1个公历年度。</p> <p>“以上”“以下”，均包含本数。</p> <p>“经认证的经营者（AEO）”，指以任何一种方式参与货物国际流通，符合本办法规定的条件以及《海关认证企业标准》并且通过海关认证的企业。</p> <p>第三十一条 本办法由海关总署负责解释。</p> <p>第三十二条 本办法自2018年5月1日起施行。2014年10月8日海关总署令第225号公布的《中华人民共和国海关企业信用管理暂行办法》同时废止。</p>	<p>財務責任者、通関業務責任者などの管理人員を指す。</p> <p>“处罚金额”とは、税関監督管理規定に違反する行為の発生により、税関から罰金、違法所得の没収あるいは貨物、物品価値相当額の没収となった金額の和を指す。</p> <p>“未払い税額”とは、納税期限満期日から3ヶ月を超過しても依然として未納の輸出入貨物と物品の納税しなければならない輸出入関連税、輸出入段階で税関が代理徴収する税の和を指し、その内税関の税関監督管理規定違反認定を経た結果、納税すべき税金を含む。但し、罰金を除く。</p> <p>“未払い罰金没収額”とは、税関の行政処罰決定が規定した満期の日から6ヶ月を超過しても依然として未納の税関の罰金、没収する違法所得と追納する密輸貨物と物品価値相当額を指す。</p> <p>「日」とは自然日を指す</p> <p>「1年」とは連続した12ヶ月を指す。</p> <p>「年度」とは1つの西暦年度を指す。</p> <p>「以上」「以下」は、どちらも当該数を含む。</p> <p>“認証を経た経営者（AEO）”とは、いかなる方式でも貨物国際流通に参加し、本弁法規定の条件及び『税関認証企業基準』に合致し、あわせて税関認証に合格した企業を指す。</p> <p>第三十一条 本弁法は税関総署が解釈に責任を負う。</p> <p>第三十二条 本弁法は2018年5月1日から施行する。2014年10月8日税関総署令第225号として公布した『中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法』は同時に廃止する。</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室